第18号様式B

　　　　年度　小樽市民有林等活性化推進事業補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額集計表

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 事業主体名 | 事業費 | 補助金 | 課税方式 | 仕入れに係る消費税額及び地方消費税額 | 補助率 | 仕入れに係る消費税等相当額 | 消費税確　定未確定 | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

注）１　当該補助金の事業実施主体（消費税法第９条第１項の規定に該当する事業者若しくは同法第37条第１項の規定に基づく届出書を提出した事業者が事業主体である場合（同法第60条第４項に該当する地方公共団体又は人格のない社団等が事業主体であるものを除く。）を含む。）について記載する。

　　２　小樽市民有林等活性化推進事業補助金交付要綱第２条第５項及び第１４条第２項により報告し、補助金の返還が伴う場合は、事業主体ごとに内訳を別表で添付すること。

　　３　「課税方式」欄には、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の確定時において、消費税法第９条第１項の規定に該当する事業者にあっては「免税」、同法第37条第１項の規定による届出書を提出した事業者にあっては「簡易課税」、その他の事業者にあっては「課税」と記入すること。

　　４　「仕入れに係る消費税額及び地方消費税額」欄は、補助対象額に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。

　　５　「仕入れに係る消費税等相当額」欄は、補助対象額に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に国庫補助金率を乗じて得た金額を記載すること。

　　６　「消費税確定未確定」欄は、消費税法第９条第１項の規定に該当する場合、同法第37条第１項の規定に基づく届出書を提出した場合並びに消費税及び地方消費税の確定申告を行った場合には「確定」、それ以外の場合には「未確定」と記載すること。